

川越市教育委員会第2回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和3年5月24日 午前10時
- 3 閉 会 令和3年5月24日 午後1時30分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、嶋野道弘、佐久間佳枝
- 5 欠席した者 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長長岡聡司、学校教育部長梶田英司、教育総務部副部長兼教育財務課長松本陽介、学校教育部副部長兼教育指導課長長田茂樹、教育総務部参事兼教育総務課長佐藤利貞、教育総務部参事兼中央公民館長荷田 晋、教育総務部参事兼博物館長大澤健、学校教育部参事兼学校管理課長生駒義郎、学校教育部参事兼教育センター所長岡島一恵、地域教育支援課長武藤貴子、文化財保護課長田中敦子、中央図書館長富田 稔、学校給食課長宮沢 茂、市立川越高等学校事務長宮下 浩、都市計画部副部長兼都市景観課長福釜周二

8 前回会議録の承認

令和2年度第13回定例会会議録を承認した。なお、令和2年度第14回臨時会会議録、第15回定例会会議録、第16回定例会会議録及び令和3年度第1回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1 議案第8号 川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第2 議案第9号 第3次川越市教育振興基本計画の策定について

(非公開)

日程第3 議案第10号 一件三千万円以上の工事計画について

参事兼教育総務課長

本議案は、教育委員会事務委任規則第2条第8号に基づき、令和3年度における一件三千万円以上の工事の計画に関し、議決を求めるものである。令和3年度予算で執行を予定している教育委員会所管の予算額三千万円以上の工事は10件である。このうち、7件は教育財務課の所管で、川越市立中央小学校における大規模改造工事、川越市立川越西小学校における体育館大規模改造工事、川越市立新宿小学校におけるトイレ改修工事、市内中学校におけるトイレ改修工事4件である。

次に、クラッセ川越冷暖房設備等改修工事については、中央図書館の所管で、予算額1億4,791万2千円である。川越駅東口図書館を含む複合施設クラッセ川越の冷暖房設備の改修工事及び屋上防水の改修工事である。

次に、第1簿記実習室等空調設備改修工事については、市立川越高等学校の所管で、予算額3,000万円である。第一簿記実習室等の冷暖房設備の改修工事である。

次に、防球ネット改修工事については、市立川越高等学校の所管で、既存防球ネットの撤去及び新設工事である。なお、本工事は、令和2年度から令和3年度までの2箇年におよぶ継続事業であり、令和3年度の予算額は1億3,294万4千円である。

委員

市立川越高等学校に関する工事計画については、川越市立川越高等学校大規模改修方針に基づいて実施するものか伺いたい。

市立川越高等学校事務長

空調設備に関しては、平成30年11月に策定した川越市立川越高等学校大規模改修方針に基づき改修工事を行うものである。防球ネットの改修工事については、千葉県で発生したゴルフ練習場の事故を受け、老朽化した防球ネットの撤去及び新設工事を実施するものであり、同方針に基づく計画的な改修工事とは別の工事である。

委員

防球ネットの工事の契約期間について伺いたい。

市立川越高等学校事務長 令和2年11月17日から令和3年6月30日までの期間で工事を行う。

委員

工事が始まるまでの危険性はなかったのか確認したい。

市立川越高等学校事務長

これまで特に大きな問題等はないが、防球ネットを設置してから38年が経過しているため、耐用年数と安全性を考慮し工事実施を判断したものである。

委員

老朽化しているエレベーターの修繕について伺いたい。

市立川越高等学校事務長

エレベーターについては、毎年法定点検を行っており、現在は特に支障はない。川越市立川越高等学校大規模改修方針では令和3年度に工事の予定であったが、コロナ禍において予算などの厳しい状況もあり、今年度は予算計上を見送っている。

委員

予算の状況もあるが、定期点検の回数を増やすなど、事故が起きないように措置

を考えてもらいたい。

市立川越高等学校事務長

安全第一を念頭に、対応を心掛けたい。

委員

小・中学校におけるトイレ改修工事の進捗状況について伺いたい。

副部長兼教育財務課長

第1系統については昨年度の状況で69パーセント完了しており、工事が順調に進めば、今年度で中学校は完了し、小学校は来年度完了する。その後第2系統の改修に着手していきたいと考える。

委員

計画どおりに、順調に進んでいるということか伺いたい。

副部長兼教育財務課長

計画どおりに進んでいると考える。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第11号 川越市教育委員会部局職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼教育総務課長

川越市職員定数条例の制定に伴い、教育委員会の事務局及び教育機関の職員の定数の配分について、平成30年4月に改正を行ったが、定数を根拠とする条例名及び条項の改正が漏れており、改めて本規則を改正し、定数を根拠とする条例名及び条項を正しいものにするため上程したものである。第1条中の「川越市職員定員条例第2条第7号」を「川越市職員定数条例第3条第8号」に改めようとするものである。施行日について、公布の日から施行しようとするものである。

委員

今回の変更による支障はなく、内容的にも変更箇所はないということか確認したい。

参事兼教育総務課長

そのとおりである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第12号 川越市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼学校管理課長

令和2年度の委員の任命について、コロナ禍等の影響により当初の予定より任命に遅れが生じ、委員の任期と年度にずれが生じていることから、附則において、令和3年度に任命される委員の任期については、年度末までとし、任期の調整を図ろうとするものである。施行日について、公布の日から施行しようとするものである。

委員

この改正は、新型コロナウイルスの影響で学校運営協議会がほとんど開催できなかったため、1年間任期を延長する、という趣旨か伺いたい。

参事兼学校管理課長

令和2年の4、5月について、学校が臨時休業となっていたことから、委員の任命が遅れ、任期の始まりが同年6月1日からとなった。規則において任期は1年と定められているため、令和2年度の委員の任期が令和2年6月1日から令和3年5月31日までとなり、今年度任命する委員の任期も令和3年6月1日からとなり、年度とのずれが生じるため、それを調整するための措置である。

委員

学校評議員の任期について伺いたい。

参事兼学校管理課長

学校評議員については、令和2年3月31日までの任期となっていたため問題はない。

委員

新型コロナウイルスの影響で同協議会が開催されなかったという理由ではなく、任期と年度とのずれを調整するのが目的ということか確認したい。

参事兼学校管理課長

委員の任期を調整するものだが、新型コロナウイルスの影響で、令和2年4、5月に同協議会を開催できなかったことにより、結果的に同年6月1日からの任期となってしまったものである。

委員

学校評議員会議など他の附属機関等も同様に開催できなかったと考えるが、対応について伺いたい。

参事兼学校管理課長

学校評議員については、令和元年度の委員の任期が令和2年3月31日までであり、令和2年度に任命する新たな委員の任期は令和2年4月1日からとなり、任期における不都合は生じていない。学校運営協議会については、令和2年度から新たに始まった制度であり、初めて任命した委員の任期が新型コロナウイルスの影響で、令和2年6月1日からとなったものである。

委員

令和4年度に任命する委員の任期はいつからか確認したい。

参事兼学校管理課長

本規則改正により、令和3年6月に任命する委員の任期が令和4年3月31日までとなるため、令和4年度に任命する委員の任期は令和4年4月1日からとなる予定である。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第6議案第13号 令和3年度一般会計補正予算(教育委員会所管分)について
(非公開)

日程第7議案第14号 川越市公民館運営審議会委員を委嘱することについて
(非公開)

日程第8議案第15号 川越市立博物館協議会委員を委嘱することについて
(非公開)

10 報告事項

(1) 令和2年度放課後子供教室試行的実施の検証結果について

地域教育支援課長

放課後子供教室は、児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行うことを趣旨・目的とし、文部科学省と厚生労働省が連携・協力し、計画的な整備等を進めているものである。本市では、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されたことを受け、具体的な検討を行うために、試行的に実施する中で、検証を行うこととなった。

令和2年度の検証については、「本市教育委員会の課題でもある学力向上の足掛かりとして、参加児童の学習習慣の定着や、参加児童が主体的に学習に取り組む仕組みを確立させること」を1つ目、「今後もこの事業を継続かつ充実させていくための運営について学校や地域団体、教育委員会が連携・協働する体制を構築すること」を2つ目の目的とした。その目的を達成するため、「主な検証項目」について、大東東小学校・福原公民館・芳野小学校の3箇所ですべて試行的に実施し検証した。当初は、1学期から年間を通して試行的に実施し、検証を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2学期のみの実施となった。

令和2年度の検証結果の詳細については、令和3年度の試行的実施及び検証結果が出たのち、令和4年度以降の方針を決定する際に報告する予定である。検証については、活動当日の内容、学力向上の効果、対象となる児童及び保護者の需要、活動までの準備を含む運営管理、そして居場所としての効果等の項目を中心に行った。結果としては、活動当日の内容については、参加児童及び保護者からの需要に沿ったものとなり、運営管理については、いずれの放課後子供教室においても、地域の実情に応じた形式で開催することができた。学力向上及び居場所としての効果については、参加児童及び保護者に実施したアンケートで、学習習慣の定着や学習意欲の向上等の変化が見られたとの回答があった。また、保護者から、「仕事の都合上、普段は自宅で児童の帰宅を迎えることができないが、活動日においては児童の帰宅時間が遅くなるため、『おかえり』と言って迎えることができる」という感想があった。

令和3年度については、児童を取り巻く環境の変化により、多様な体験の機会が減少していることを踏まえ、体験活動や交流活動に特化した放課後子供教室について検証を行うため、改めて試行的に実施する。令和2年度の試行的実施では、新型コロナウイルス感染症の影響により、検証することができなかった項目や、試行的実施を通し新たに確認できた課題もあるため、これらの課題についても、令和3年度の試行的実施を通し、あわせて検証を行う。また、それらの検証及び検討の結果を基に、令和4年度以降の放課後子供教室の実施について、方針を定めたいと考える。

委員

検証項目・結果について、プラス面の意見が多いが、保護者や教職員からここを見直したほうがよいなどの意見はあったのか伺いたい。

地域教育支援課長

学習支援のあり方については、学習プリントを配布すると、児童はそれだけをやればよいと考えてしまうため、自主的な学習という視点において課題があるということを確認している。

委員

試行的な実施のため、プラス面だけではなく、マイナス面についても確認し、改善していくことも必要だと考える。今後は、マイナス面も取り上げ、検討してもらいたいと考える。

委員

検証項目・結果における、「学力向上の効果」の結果については、数値等による評価に基づいた検証は難しいと考えるが、大事な部分であるため、数値など効果ははっきりと判定できるような評価方法を検討してもらいたい。放課後子供教室を利用して学力向上を図ることも大きな目的の一つであるため、その検証もお願いしたい。放課後子供教室の内容については、体験活動や居場所づくりなど国の示すような内容を進めるのか、川越独自に学力向上に繋げるための時間として利用するのか、はっきり決める必要があると考える。例えば、どちらにするかは学校の事情に応じて選択できてもいいと思うが、目的をはっきりさせてから実践していかないと、ただ実施しているだけになってしまう。その点を検討し、川越としてどういうものをつくるのか議論してもらいたい。

委員

運営協議会について伺いたい。

地域教育支援課長

令和2年度から芳野小学校で開催しているものであり、どのようなかたちで放課後子供教室と関わっていくのかを検討している。

委員

学校運営を適正に行う意味でも、コミュニティ・スクールにおける運営協議会とも連携したほうがよいと考えるが、その点についても検証を行ってほしい。また、児童が移動する際の安全性が確保できたとあるが、実際にはほとんどが保護者の送迎であることを考えると、現段階では保護者が送迎できる児童しか利用できないということが言える。移動手段については、大きな問題であるため、どのように解決するのか、しっかりと検証、検討してほしい。

地域教育支援課長

意見を基に、令和3年度の検証を行いたいと考える。

委員

現在の試行的実施がいつまで続くか伺いたい。

地域教育支援課長

令和3年度の2学期までを試行的実施とし、3学期の期間にその後の方針を検討し、令和4年度から本格実施を予定している。

委員

放課後子供教室という新しい取組を実施することになるが、学童保育室との関連、あるいはコミュニティ・スクールとの関連について整理をして、新しいものをつくりながら、制度のスリム化ができるような構想をもって充実させてほしいと考える。

委員

今年度で試行的実施が終わるということで、いわゆる国が示しているものと、各市町村がつくるものとの差別化を図り、来年度の実施に向けて地域実態に応じたものをつくっていく必要があると考えるが、川越型の放課後子供教室構想や方針の素案はあるのか伺いたい。

地域教育支援課長

本市全体で同じ方向で実施するのか、地域の実態に合わせて実施するのか、統一的な見解はまだ出せていない状況である。

委員

来年度からの本格実施にあたっては、進捗はあまり良くない状況であり、急いで方針を決定することが必要だと考える。また、検証項目と結果についての情報が少ない。検証結果は本格実施をどうしていくかの重要な資料になるため、効果と課題の両面で情報を示してほしい。

地域教育支援課長

検討する過程でわかりやすい資料を作成し、改めて報告したい。

委員

運営協議会については、3校それぞれで設置しているのか伺いたい。

地域教育支援課長 令和2年度は芳野小学校、福原小学校で設置している。

委員

今後は3校それぞれで協議会を設置する予定ということか伺いたい。

地域教育支援課長

今後の方針は、現在のところ確定していない。

委員

運営協議会のあり方によって、放課後子供教室の形態が決まると考える。協議会の委員選定に関して、地域の方や学生の中から選ばれるのか、あるいは教職員なども含まれるのか伺いたい。また、本格実施まで1年もないことを考えると、この3校それぞれの検証内容や体験したこと、成功談、失敗談などの情報交換が非常に大切だと考えるが、その点について伺いたい。

地域教育支援課長

課内においては、将来的に情報交換なども行っていきたいという意見はあるが、現状はそこまでに至っていない。

委員

積極的に情報交換を行い、より良いものにできるようにしてもらいたい。

地域教育支援課長

情報交換を行っていく方向で検討したい。

委員

試行的実施の過程で、本格実施に向けた望ましい結果や情報等が得られなかった場合、試行的実施を延長するという可能性はあるのか伺いたい。

教育総務部長

試行的実施と本格実施の位置付けについては、本格実施については現状、全小学校で一律に実施することを示しているものではない。現在、本市として放課後子供教室を実施しているかという問いに対し、現状は試行であるため実施していないということが本市としての回答になってしまうが、試行的に実施している3校については今年度中に「本格的に実施している」というかたちに移行したいというのが、まず最初の目標である。今後はそれぞれの放課後子供教室においてどのようなやり方で、それぞれの地区が進めていくのかという方向性を固め、3校については令和4年度から、本市として正式に実施したいという考えである。これを全市的にどのように広げていくかについては、それぞれの地域で、地域の方にどのように協力いただけるかを慎重に見極めながら、可能な限り拡充していきたいと考えている。また、学童保育室との違いや差別化の意見については、本市の学童保育室については、直営で実施する方針であり正規職員を採用するなど、事業の充実を進めている。そのため、放課後子供教室については学童保育室とは明確に別のかたちとしての実施となり、その目的が学力なのか、地域文化の伝承・体験なのかという点については今後検証を進めていきたいと考える。

繰り返しになるが、本格実施については、現在の実施状況をどうやって本格実施までステップアップできるか、という視点で検証を進めている。

委員

県内における実施状況において、63市町村のうち55市町村が実施済みとあるが、これは本市のような形態ではなく、全ての小学校で導入されているということか確認したい。

教育総務部長

実施状況の詳細については確認が必要だが、全ての小学校への導入ではないと推測する。

地域教育支援課長

所沢市では全校での実施ではないため、一部での実施についても数としては集計されていると考える。

委員

本市において、検討中から実施に切り替わるタイミングについて伺いたい。

教育総務部長

現時点で「試行」としているのは、予算や報酬などの関係、ボランティアを使って実施するのかなど、各学校での議論が未成熟であるため、「実施」とするには時期早尚という判断をした。そのため、結果的に今年度と来年度の実施内容は大きく変わることがない可能性もあるが、その場合であっても、試行内容と変わらなかったことが教育委員会としての考え方であり、今までの試行内容を基に進めていくという意思決定を行えば、実施として捉えられるという認識である。

委員

基本方針の考え方としては賛成である。この件については川越ということで一括りにはできず、学校ごとに大きく違いがあり、地域密着型で進める必要があるため、しっかりと検討を重ねて、この学校は実施できる、あるいは実施できないという実態を把握し着実に進めてもらいたいと考える。

委員

先行実施している市町村の失敗談も確認していると思うので、参考にして進めてもらいたいと考える。

委員

放課後子供教室の募集は、どこを窓口にするのか伺いたい。また、保護者に対して説明をする場合、学童保育室と放課後子供教室との違いについてどのような説明をするのか伺いたい。

地域教育支援課長

募集については、学校を窓口として実施する予定である。学童保育室との違いについては、学童保育室は、保護者が昼間就労していて自宅にいない家庭の児童が対

象であるが、放課後子供教室は、全児童が対象であり、どなたでも参加できるといった説明ができる。

委員

今の説明だけでは、児童を預けたときに、どのような放課後を過ごすのか違いが見えず、保護者には2つの違いが伝わらないと感じる。

教育総務部長

学童保育室についてはあくまでも「保育」であり、親が就労により、放課後は児童の面倒を見られないため、それに代わる保育としての場である。内容についても、勉強をすることが目的ではなく、保育することを目的としているため、週何日以上一定の時間数就労する保護者がいる児童といった条件で預かっている。放課後子供教室はそれとは違い、どのような児童でも放課後を充実して過ごせるような場所の提供であり、現在本市で考えている目的の一つが学力向上であり、もう一つが体験の場の提供ということであるが、これは地域の方々の協力のもと週1回程度実施している。このような視点から、保護者は、児童にどちらで放課後を過ごしてもらうかについて判断できると考える。

(2) 霞ヶ関北公民館移転整備基本構想について

地域教育支援課長

霞ヶ関北公民館については、昭和49年度に建設され、現在、施設・設備の老朽化の進行、耐久性の問題など多くの課題を抱えており、建て替えについて検討してきたが、旧霞ヶ関北小学校跡地に移転整備を進めるにあたり、「霞ヶ関北公民館移転整備基本構想」を策定したものである。

策定に至った経緯については、平成21年度に旧霞ヶ関北小学校体育館が解体されたあと、その跡地に霞ヶ関北公民館の移転整備を進める方針が決定された。これを受け、移転改築する公民館のコンセプトを検討するため「川越市霞ヶ関北公民館検討懇話会」が設置され、平成23年度には、「霞ヶ関北公民館の整備に係る提言書」が提出された。平成24年1月に施設の導入機能について検討するため「川越市霞ヶ関北公民館建設検討懇話会」が設置され、平成25年度に、「川越市霞ヶ関北公民館の移転改築にあたって（提言書）」が提出された。令和元年度には、霞ヶ関北支会から「川越市霞ヶ関北公民館の移転改築に伴う霞ヶ関北市民センターの一体化について（要望）」が提出されている。

基本構想の策定にあたっては、地元の「懇話会」から提出された提言書のコンセプト「地域住民に親しまれる魅力ある施設づくり」を尊重し、第4次川越市総合計画や策定中の第3次川越市教育振興基本計画との整合性を図りながら策定している。基本構想の内容としては、「地域住民に親しまれる魅力ある施設」を基本理念とし、「学びと地域活動の拠点」、「絆を強め活気あるコミュニティが芽生える空間」、「人と環境に優しい魅力ある施設」の3点を基本方針としている。移転候補地であ

る旧霞ヶ関北小学校跡地は、令和元年東日本台風（台風第19号）により福祉仮設住宅用地として令和3年度末まで使用していることから、その後の活用として地元から早期建築着工の要望がでてきている。霞ヶ関北公民館の移転整備については、引き続き、この基本構想を踏まえ庁内で検討・調整を行っていく。また、基本設計や実施設計を行う際には、地元住民の意見を参考にしながら、計画を進めていきたいと考える。

委員

地域に対する説明会での、主な意見について伺いたい。

地域教育支援課長

主な要望としては、霞ヶ関北市民センターと霞ヶ関北公民館の一体化が挙げられる。

委員

今回の建て替えについては、単独型のままだが、要望への対応について伺いたい。

地域教育支援課長

基本構想内の配慮事項として、今後、霞ヶ関北市民センターとの一体化を庁内で検討することとしている。

委員

公民館の建て替えやリニューアルにあたっては、建物も新しくなって良くなったが、アクセスの不便さなどで利用率が伸びないという話を聞く。霞ヶ関北公民館の立地状況について伺いたい。

教育総務部長

立地場所については、かつて霞ヶ関北小学校があった場所であるが、土地の利用については本市としても様々な検討を行い、地元の方々と様々な対話をする中で、地元の総意として公民館をつくってもらいたいということとなった経緯がある。今回の建て替えにあっても、立地的な問題や利用主体については特に変わりはないと考える。

委員

新しく建てるのであれば、例えば、ICT教育の流れや学力向上の環境整備ということを含めて、子ども専用で利用できる学習室を設けるなど何か新しいコンセプトを考えてもらいたい。子どもを中心にした新しいコンセプトを入れ込むことで、今までと違う公民館ができるのではないかと考える。

地域教育支援課長

今後細かい内容を詰めていく中で、今回の意見を含めて検討したい。

11 その他

(1) 議事に先立ち教育長から、議案第8号、議案第14号及び議案第15号は人事に関する情報であり、議案第9号及び議案第13号は意思決定過程における情報であ

ることから、審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。

- (2) 議案 8 号及び議案第 9 号の関係者として、都市計画部副部長兼都市景観課長の出席について、各委員が承認し出席が認められた。
- (3) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、長谷川委員が指名された。
- (4) 会議について 1 名の傍聴があった。
- (5) 次回教育委員会は、令和 3 年 6 月 23 日（水）午後 2 時開催に決定した。